

## 自己申告書

令和8年7月24日

私どもは、この求人申込みの時点において、職業安定法に規定する求人不受理の対象に該当いたしません。

事業所名

つがる西北五広域連合

事業所所在地

青森県五所川原市字岩木町12番地3

代表者名

病院事業管理者 岩村 秀輝

## ◇この自己申告書についての説明事項

- (1) 以下のチェックシートの項目に1つでも該当する場合には、職業安定法に規定する求人不受理に該当します。
- (2) この自己申告書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに修正の上提出してください。
- (3) 申告内容が事実と異なる場合は、職業安定法第48条の3第2項及び第3項の規定に基づき、厚生労働大臣又は都道府県労働局長による勧告及び公表の対象となります。

## チェックシート

以下に該当する場合は、チェック欄にレ点(「✓」)を記入してください。なお、以下のうち1つでも該当する場合は、求人不受理の対象となります。

※項目4については、求人不受理の対象ではありませんが、該当する事業所には職業紹介を行うことができません。

## 1. 労働基準法および最低賃金法関係

(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項(※1、2)違反行為

により、労働基準監督署からは是正勧告を受け、

- ☐a 当該違反行為を是正していない。
- ☐b 是正してから6カ月が経過していない。

(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- ☐a 当該違反行為を是正していない。
- ☐b 是正してから6カ月が経過していない。

(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

- ☐a 当該違反行為を是正していない。
- ☐b 送検後1年が経過していない。
- ☐c 是正してから6カ月が経過していない。

(4) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、労働基準監督署による是正勧告を受けており、その後、

- ☐a 当該違反行為を是正していない。
- ☐b 是正してから6カ月が経過していない。

(※1) 対象となる労働基準法の規定

| 内容         | 規定                                              |
|------------|-------------------------------------------------|
| 男女同-賃金     | 第4条                                             |
| 強制労働の禁止    | 第5条                                             |
| 労働条件の明示    | 第15条第1項及び第3項                                    |
| 賃金         | 第24条、第37条第1項及び第4項                               |
| 労働時間       | 第32条、第36条第6項(第2号及び第3号に係る部分に限る)、第141条第3項         |
| 休憩、休日、有給休暇 | 第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項、第7項及び第9項           |
| 年少者の保護     | 第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条               |
| 妊産婦の保護     | 第64条の2(第1号に係る部分に限る)、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項 |

※労働者派遣法第44条(第4項を除く)により適用する場合を含む。

(※2) 対象となる最低賃金法の規定

| 内容   | 規定     |
|------|--------|
| 最低賃金 | 第4条第1項 |

